

さいたま市図書館ビジョン (第2期) 実施計画 前期

令和3年度～7年度

令和3年7月

さいたま市教育委員会

目 次

第1章 「さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期」の策定について

- 1 実施計画の目的と計画期間 …………… 1
- 2 「さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期」の進行管理 …………… 2
- 3 「さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期」の構成 …………… 3

第2章 「さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期」

1. 知りたいにこたえる	(1) レファレンスサービスの充実による市民の課題解決の支援 …………… 4
	(2) 市民の課題解決に役立てられる資料の提供 …………… 5
	(3) 図書館利用に障害のある方への支援 …………… 6
	(4) 専門的職員の養成による図書館サービスの質の向上 …………… 7
	(5) 図書館評価と市民意識の反映 …………… 8
2. 本と人とをつなげる	(1) 市民の多様な要求にこたえる資料の充実 …………… 9
	(2) 情報発信による図書館利用の促進 …………… 10
	(3) 講座等の催しと市民の交流の場の提供 …………… 11
	(4) 資料の紹介による本との出会いの創出 …………… 12
	(5) 安全で快適な環境の整備 …………… 13
3. 子どもの豊かな心と生きる力を大きく	(1) 子どもの世界をひろげる資料の紹介 …………… 14
	(2) 子どもが本に親しむ機会の提供 …………… 15
	(3) 家庭・学校等との連携による子どもの読書活動への支援 …………… 16
4. つながりから地域の未来をひらく	(1) 地域の歴史と文化の保存 …………… 17
	(2) 市民との協働による地域交流の活性化と永続的な交流の場の提供 …………… 18
	(3) 市の各部署との連携による市民生活の向上 …………… 19
	(4) 県・他自治体・民間等との連携による市民の知的活動への支援 …………… 20

資料編

- 1 計画の推進 …………… 21
- 2 図書館をめぐる法改正等の動向 …………… 22
- 3 社会情勢の変化 …………… 24
- 4 さいたま市図書館の現状と課題 …………… 28

第1章

「さいたま市図書館ビジョン(第2期)実施計画 前期」の策定について

1 実施計画の目的と計画期間

「さいたま市図書館ビジョン(第2期)実施計画 前期」(以下「実施計画(第2期前期)」)は、「さいたま市図書館ビジョン(第2期)令和3年度～令和10年度」(以下「図書館ビジョン第2期」)を実現するため、個別の具体的な事業を計画的かつ効果的に推進することを目的に策定しました。

この「実施計画(第2期前期)」は、「さいたま市教育アクションプラン」の計画期間に合わせて、令和3年度から令和7年度までの5年間を前期計画期間とします。令和7年度に見直しを行い、令和10年度までの後期計画を策定します。さらに、取組を一層推進していくために、毎年度、事業の進捗状況について点検及び評価を行い、必要な措置を講ずるとともに、結果を公表します。

◎ 計画期間

事業年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	
ビジョン実施計画(第2期)	前期施行					見直し		見直し	
	検証・後期計画策定準備					次期ビジョン策定準備			
図書館評価	毎年度、事業の進捗状況等を点検・評価し、必要な措置を講ずるとともに、結果を公表する。								

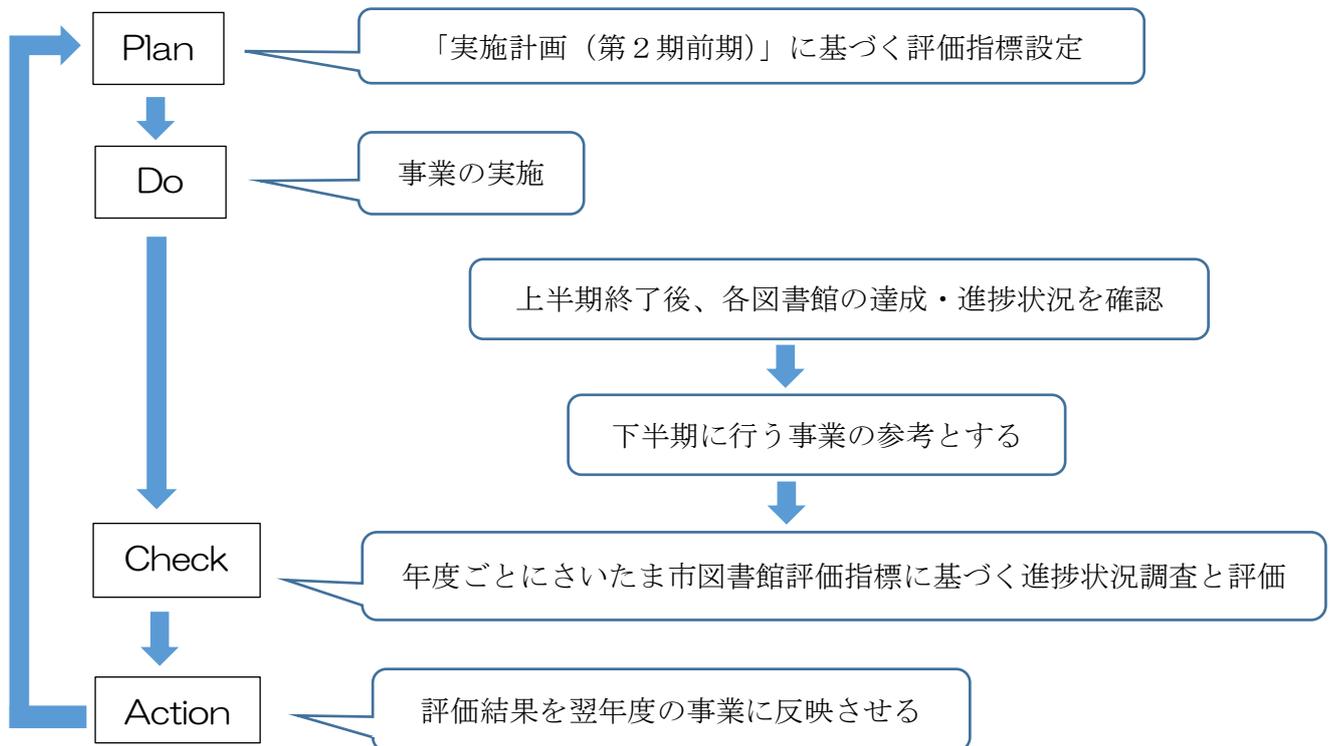
2 「さいたま市図書館ビジョン(第2期)実施計画 前期」の進行管理

さいたま市図書館は、「実施計画（第2期前期）」に基づき、長期的な視野に立って事業を推進するとともに、より地域に根ざした図書館運営を図ります。そのため、5年間の目標を設定しました。

全館の取組については「実施計画（第2期前期）」に沿って指標及び目標値を定め、前年度に実施した事業の達成状況について「さいたま市図書館評価」を行うとともに結果を公表し、翌年度の事業に反映します。

また、毎年度上半期終了時点で、各図書館の達成状況や達成数値等について進捗状況を調査し、上半期の成果を確認します。これを下半期に行う事業の参考とすることで、年度内での速やかな改善を図ります。

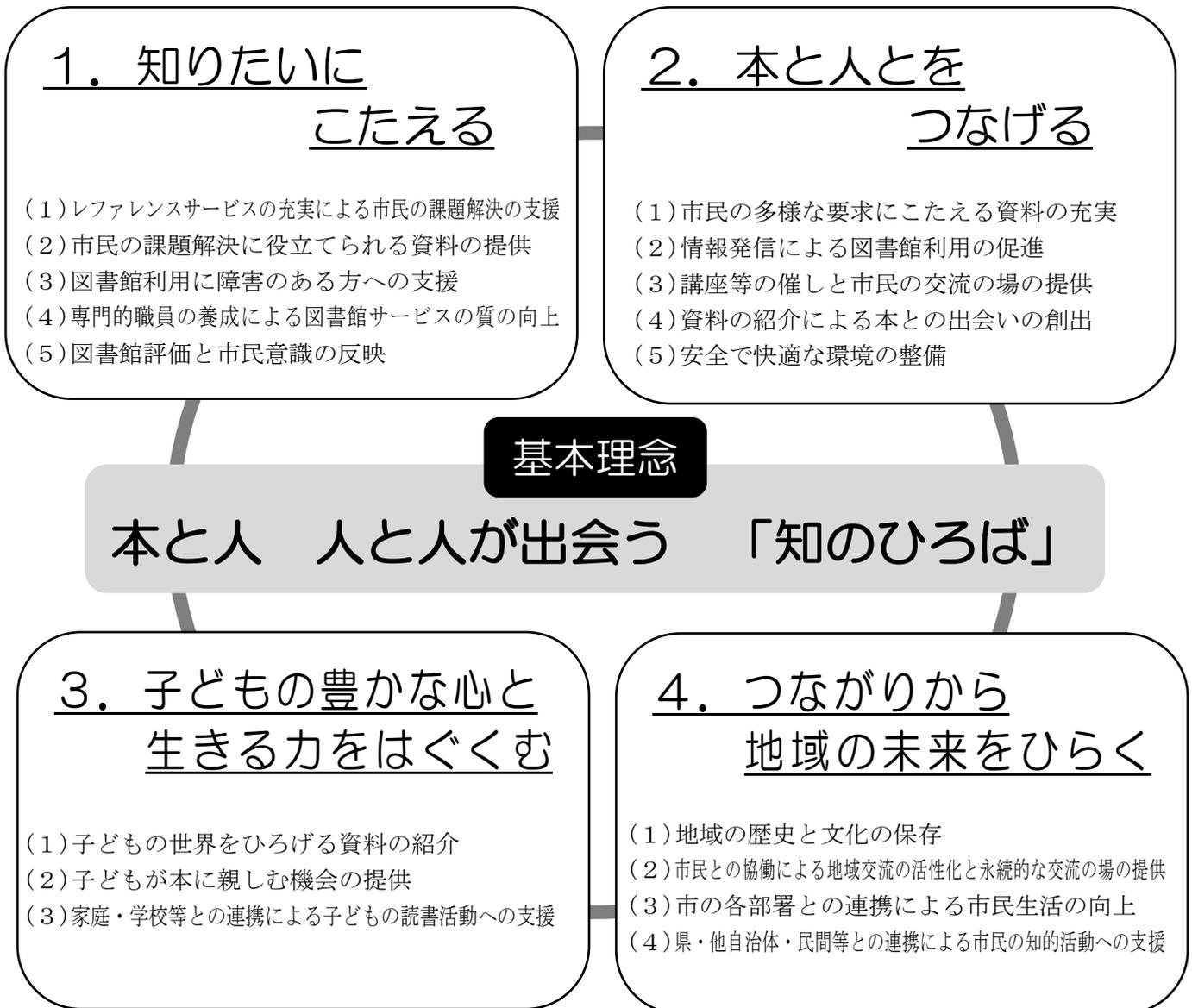
◎進行管理



3 「さいたま市図書館ビジョン(第2期)実施計画 前期」の構成

「図書館ビジョン第2期」では、「新しい時代の新たな学び」を支えるために、「本と人 人と人が出会う 知のひろば」を基本理念として掲げ、この理念を実現するために4つの基本的方向性を決めました。

「実施計画(第2期前期)」では、この4つの基本的方向性に沿って、図書館の主な業務を17に区分し実質的な目標を掲げました。



第2章では、この17の目標について、「現在までの取組状況」をまとめ、この取組を基本として、「今後の取組の方向性」と目標指標を示しています。

第2章

「さいたま市図書館ビジョン(第2期)実施計画 前期」

1. 知りたいにこたえる

(1) レファレンスサービスの充実による市民の課題解決の支援

○ 現在までの取組状況

- 市民の求める資料や情報を探して提供するレファレンスの受付は、令和元年度末の全館合計で、約 11 万 5 千件です。中央図書館では、メールによるレファレンスの受付も行っており、必要な情報を来館せずに入手することができます。
- レファレンス事例は、国立国会図書館の「レファレンス協同データベース」に登録しており、令和元年度末現在、さいたま市から 1,707 件の事例がインターネット上に公開されています。
- 令和2年度現在では 23 種類のオンラインデータベースを契約し、市民が常に最新の情報を入手できるようにしています。

○ 今後の取組の方向性

レファレンスについては、オンラインデータベースを活用し最新の情報を提供します。寄せられた質問のうち、さいたま市に関する事例や過去に登録がない事例については、「レファレンス協同データベース」で公開し、同様の質問について市民が参照できるようにします。レファレンスツールの紹介やデータベース講習会の開催など、市民が求める情報を自分で探し出せるようにサポートするとともに、レファレンスサービスの周知を行い、市民が気軽に質問しやすい環境を作ります。さらに、専門的な情報が必要な場合は、博物館や専門図書館等の専門機関に取次ぐサービスを行います。

これらの取組により市民の知る権利を保証し、課題解決を支援して、市民の知りたいにこたえます。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
レファレンス受付件数	115,313件	136,000件
【所管：資料サービス課／拠点図書館】		

(2) 市民の課題解決に役立てられる資料の提供

○ 現在までの取組状況

- ・ 令和元年度末現在、全館合計で約 368 万点の図書館資料を所蔵しています。
- ・ 上記以外に 827 タイトルの雑誌と 112 タイトルの新聞を所蔵しています。
- ・ 各図書館で必要に応じて医療情報・ビジネス支援・子育て支援・外国語資料等のコーナーを設ける等、市民生活に役立つ資料を手に取りやすくする取組を行っています。
- ・ 来館しなくても利用できる電子書籍や音楽配信のサービスを行っています。
- ・ 国立国会図書館が所蔵するデジタル資料を閲覧・複写・視聴できるサービスを行っています。

○ 今後の取組の方向性

医療、法律、ビジネス、子育て、福祉など、市民生活に役立つ資料を、目的に応じて探しやすくするための工夫を行います。また、いつでも、どこでも、誰もが利用できる電子書籍の提供や図書館ホームページを利用して、自身の読書記録を残せるようにするなど、ICTの活用を進めます。図書館の利用に関するアンケートをもとに、さらに役立つ資料の提供に努めます。

これらの取組を通して、市民の生活・仕事に関する課題や、地域の課題解決に向けた活動を支援します。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	(令和2年度)	令和7年度
知識の獲得に対する図書館資料の貢献度	(3.79ポイント)	3.89ポイント
課題解決に対する図書館資料の貢献度	(3.55ポイント)	3.65ポイント
新しいチャレンジに対する図書館資料の貢献度	(3.63ポイント)	3.73ポイント
個人的な楽しみに対する図書館資料の貢献度	(3.84ポイント)	3.94ポイント

【所管：管理課／資料サービス課／拠点図書館】

※この指標は、図書館を利用する際の個人の目的に、図書館資料がどのくらい貢献したかを4つの貢献度で測り、5段階評価（5を最高点とする）で示したもの。従来は可視化出来ていなかった「図書館の資料がどのように役立っているか」を測るため採用した。目標値は令和2年度の「さいたま市図書館の利用に関するアンケート」の設問とその回答に基づいている。なお、令和元年度以前は、貢献度に関するアンケートを行っておらず、表の「現状」には、参考のため令和2年度の数値を示した。

(3) 図書館利用に障害のある方への支援

○ 現在までの取組状況

- ・ 図書館では、多くのボランティアに支えられて、図書館利用に障害のある方へのサービスを行っています。
- ・ 読むことに障害のある方に対しては、関係機関・団体と連携し、録音図書や点字図書・点訳絵本の作成・貸出、対面朗読等を行っています。
- ・ 大活字本や朗読CD、やさしい説明で書かれたLLブックなどの多様な資料を収集・提供しています。令和元年度末現在の所蔵数は、大活字本 16,637 冊、朗読CD 3,407 点、LLブック 33 冊です。
- ・ 来館が困難な方へは、宅配による資料の貸出サービスを行っています。

○ 今後の取組の方向性

図書館が提供するサービス内容について、必要な方に必要な情報が届くようにPRを行います。また、図書館利用に障害のある方へ向けて、常に新しい技術の活用を検討し、それぞれの必要に応じた資料を提供します。さらに、医療施設や福祉施設等にも、図書館の本を届ける方法を検討していきます。

これらの取組により、乳幼児から高齢者、外国人など、全ての方に対して、その方が必要とする図書館サービスを提供します。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
バリアフリー資料の所蔵数 (録音図書、点字図書、点訳絵本、大活字本、朗読CD、LLブック)	23,284 点	25,600 点
【所管：資料サービス課／拠点図書館】		

(4) 専門的職員の養成による図書館サービスの質の向上

○ 現在までの取組状況

- 令和2年度は、図書館職員の約62%が司書資格を有しています。
- 拠点図書館で計画的に行う研修のほかに、中央図書館において行う集合研修を実施し、経験年数などに応じて計画的な育成を行っています。
- 他局等で行われる研修に職員が参加するだけでなく、国や県など外部組織で主催される図書館専門研修や様々な分野の研修にも積極的に職員を派遣しています。
- 専門的な知識・技術を持った職員が、学校の授業や公民館・コミュニティ施設等において講師を務めています。
- 埼玉県内の公共図書館員を対象とした研修会では、専門委員会委員として企画に携わり講師を務めるなど、専門的職員としての知識を活かした取組を進めています。

○ 今後の取組の方向性

図書館に関する専門知識を有した職員を配置し、図書館サービスの質を向上させます。配置した後も、職員の熟練度を踏まえて計画的に育成し、その専門性を高めます。さらに、外部組織が実施する研修に対しては積極的に職員を派遣することで、より広範な専門知識の獲得に努めます。

これらの取組により、市民の高度で多様な要望にこたえられる専門的職員の養成します。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
図書館専門研修の実施・派遣回数	300回	325回

【所管：資料サービス課／拠点図書館】

(5) 図書館評価と市民意識の反映

○ 現在までの取組状況

- 毎年実施している「さいたま市図書館の利用に関するアンケート」で、来館者に利用の満足度を確認しています。令和元年度の利用者満足度は、「満足」と「やや満足」を合わせ 90.9%となりました。
- 図書館法第7条の3及び「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき運営状況の評価を実施しています。令和元年度の図書館評価は、「目標を達成できた」と「ほぼ達成できた」を合わせ、基本方針22項目で86%と高い達成率となりました。
- 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる場として、図書館協議会を年3回開催しています。
- 令和元年度から導入した指定管理者制度においては、指定管理者の業務に対して月1回の評価を行い、適正な図書館運営が行われるよう管理しています。

○ 今後の取組の方向性

図書館の実施するサービスが適切であるか、図書館評価を行い、公表します。図書館の利用に関するアンケートを実施し、また、図書館協議会を開催して、市民の声にこたえ、必要な改善を行います。

指定管理者や窓口業務の委託業者が行う業務については、市が定めた基準に従って評価し、市民にサービスが適切に提供されているかを管理します。

これらの取組により、図書館機能をより充実させます。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
利用者満足度	90.9%	93.0%

【所管：管理課／資料サービス課／拠点図書館】

※利用者満足度は「さいたま市図書館の利用に関するアンケート」による

※目標値は「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」による

2. 本と人をつなげる

(1) 市民の多様な要求にこたえる資料の充実

○ 現在までの取組状況

- 魅力ある新鮮な書架を保つため、新刊の購入とともに、計画的な資料の買い直しを行っています。限りあるスペースを有効に使うため、各館の収集・保存分担に基づいて資料を収集・保存しています。
- 市民の潜在的なニーズに的確にこたえるため、「さいたま市図書館資料選定会議運営基準」に基づき、一般書及び児童書の選書会議をそれぞれ週1回開催しています。
- 令和元年度末現在、全館合計で19,437冊の外国語資料を所蔵しており、内訳は一般書9,337冊、児童書10,100冊です。
- 外国語資料のうち、英語で書かれたものは8,094冊、韓国語で書かれたものは266冊、中国語で書かれたものは255冊です。

○ 今後の取組の方向性

「さいたま市図書館資料取扱要領」に基づき、市民の課題解決・調査研究・文化・教養・レクリエーション等に資する資料を幅広く収集します。魅力ある新鮮な書架を保つため、各図書館で毎年収集を強化する分野、買い直しを進める分野など収集方針を定め、計画的な資料の収集に努めます。

また、様々な言語や文化に対する相互理解を深めるために、外国語資料の収集に努めます。日本語以外を母語とする市民に対しても、それぞれの必要に応じた資料を提供します。

この積み重ねにより、高度化、多様化する市民の要求に的確にこたえられる資料を用意します。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
蔵書新鮮度	3.30%	3.40%

【所管：資料サービス課／拠点図書館】

※この指標は、蔵書がどの程度の割合で更新されているかを測るもので、魅力ある新鮮な書架が保たれているかを評価するために採用した。電子書籍を含む年間受入冊数を全蔵書冊数で除して算出する。

(2) 情報発信による図書館利用の促進

○ 現在までの取組状況

- 令和元年度は、さいたま市図書館全館では延べ約 660 万人の方が来館しており、約 920 万点の資料が貸出されています。
- 図書館ホームページでは、開館状況やイベントの開催状況等の情報のほか、図書館周辺の地域や郷土についてのクイズを出題する「地域もの知りけんてー」、「図書館のひみつ」や「おうちでできる工作」などを動画や画像で紹介する「としょ丸チャンネル」等、来館しなくても楽しめるコンテンツを提供しています。
- SNS やメールマガジンを活用して、さいたま市図書館の最新情報を発信し、図書館利用の普及を図っています。
- 報道機関にはイベントやサービスについて情報提供をしているほか、地元FM局の協力で図書館からのお知らせを毎週放送しています。

○ 今後の取組の方向性

ICT（情報通信技術）を活用して図書館の最新情報や来館しなくても楽しめるコンテンツ等を発信し、図書館利用を促進します。図書館を利用したことのない人にもサービスの内容を知らせるよう、記者発表を活用する等、PRを強化します。「さいたま来ぶらり通信」をはじめ、図書館の情報を発信する印刷物を作成し配布します。

こうした情報発信に努めることで、新規利用者を増やし、利用層を広げて、図書館利用の促進につなげます。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
貸出総数	9,253,983点	9,945,000点
【所管：管理課／資料サービス課／拠点図書館】		

※目標値は「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」による

(3) 講座等の催しと市民の交流の場の提供

○ 現在までの取組状況

- ・ 図書館ではあらゆる世代を対象に、おはなし会、映画会、講座や展示会等多彩な事業を開催しています。
- ・ 令和元年度は、さいたま市図書館全館で、ビジネス支援講座・相談会を38回、一般向け講座を52回、一般向け映画会を53回、児童向け行事を846回開催する等、様々な文化事業を延べ1,525回開催しました。
- ・ 令和元年度は、若者向けに本を通じたコミュニケーションの場を提供し、その活動を図書館で発表するイベント「図書館部」を開催しました。
- ・ 事業開催時にはアンケートを実施して、ニーズの把握に努め、市民のアイデアを活かした事業を企画・開催しています。

○ 今後の取組の方向性

地域の環境や社会情勢のニーズを踏まえ、あらゆる世代に向けた事業を企画・開催し、市民の文化活動や読書活動を支援します。講座等の開催時にアンケートを実施し、市民のアイデアを活かした関心の高い事業を行います。また、図書館の効果的な利用方法の講習やオンライン講座等を開催し、市民の情報リテラシーの向上を図ります。

こうした様々な事業の開催を通して、市民の学びのきっかけをつくり、交流の場を提供します。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
講座等の満足度	88.2%	92.0%

【所管：資料サービス課／拠点図書館】

(4) 資料の紹介による本との出会いの創出

○ 現在までの取組状況

- 各図書館では、「Fly me to the moon」「ヒックリカエル」「○日坊主になろう！」等、様々な工夫を凝らしたテーマを設定して、資料を展示しています。
- 「本の福袋」等、市民と本との新たな出会いを演出する取組を実施しています。
- 講座等の開催に合わせた本の展示・貸出を行っています。
- 展示に関連したブックリストを作成し、幅広い資料の紹介を行っています。
- 参加者が持ち寄った本の魅力について紹介しあうビブリオバトル等、資料を通して人々が交流する機会を設けています。
- SDGs で掲げる 17 のゴールに沿った資料展示やブックリストの提供を行っています。

○ 今後の取組の方向性

読書の楽しみを広く伝え、未知な分野への関心を高めるため、市民と本との新たな出会いを演出する取組を実施します。テーマ資料展示や事業にあわせてブックリストを作成し、図書館の分類にとらわれない資料の紹介を行います。ビブリオバトル等の市民相互による資料の紹介を推進します。SDGs については、あらゆる分野の図書を利用してテーマに沿った資料展示を行い、水先案内となるブックリストの提供を行う等、市民に課題と目標を周知していきます。

これらの取組により、市民とまだ見ぬ本との出会いを創出し、知的世界を広げる手助けをします。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
テーマ資料展示の実施回数	822回	950回
【所管：資料サービス課／拠点図書館】		

(5) 安全で快適な環境の整備

○ 現在までの取組状況

- 計画的に図書館施設の改修を行うため、平成 28 年 3 月に「さいたま市図書館施設リフレッシュ計画」を策定しました。
- 災害や事件・事故などに対して「図書館危機管理マニュアル」を作成し、避難誘導などの訓練を継続して実施するなどして、各館での危機管理体制を構築しています。
- 個人情報の取扱い等、情報セキュリティやコンプライアンスに関する研修を各拠点図書館で実施するとともに、受託業者にも遵守を徹底させています。
- 平成 30 年度には「Saitama City Free Wi-Fi」が導入され、市内のいずれの図書館でも Wi-Fi を利用できる環境が整いました。
- 通勤・通学の途中や外出した際に返却できるよう、「さいたま市図書館専用返却ポスト」を東浦和・宮原・西浦和駅前に設置しました。
- プライバシー保護と迅速な貸出手続を行えるよう、全館に自動貸出機を設置しました。

○ 今後の取組の方向性

誰もが安全で快適に使える施設を維持するため、「さいたま市図書館施設リフレッシュ計画【第 2 期】」に基づき、施設の改修を行います。防災訓練や情報セキュリティ研修を実施することで、災害や事件・事故に対して適切な行動をとり、被害を最小限に抑えます。全世界で流行した新型コロナウイルス感染症のような、前例のない緊急事態に対しても、市民の安全を最優先とした対応を迅速に図った上で、提供可能なサービスについて探り、図書館の役割を果たします。また、知のセーフティネットとして市民の情報収集ツールである、インターネット閲覧端末を設置するとともに、Wi-Fi 環境を提供します。

これらの取組により、図書館での安全で快適な環境を提供します。

○ 目標指標：令和 3 年度～令和 7 年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和 7 年度
防災・消防訓練の実施回数	37 回	50 回
【所管：管理課／拠点図書館】		

3. 子どもの豊かな心と生きる力をはぐくむ

(1) 子どもの世界をひろげる資料の紹介

○ 現在までの取組状況

- 乳幼児から高校生を対象に、図書館員がおすすめの新しい本を紹介する「本は王さま」や小学生向けの読書案内の「としょ丸しんぶん」等、児童書に親しんでもらうための刊行物を定期的に発行しています。
- 子どもの知的好奇心にこたえるため、季節や年中行事にあわせてテーマを決め、資料を展示し貸出すコーナーを設けています。
- 各図書館独自のブックリストや子ども要覧を作成し、配布しています。
- 児童書についての幅広い知識を身につけ、より質の高い資料案内を行うため、中央図書館を中心とした内部研修を開催するとともに、外部研修へ職員を派遣しています。

○ 今後の取組の方向性

子どもの知的好奇心にこたえると同時に、子どもに読書の楽しみを伝えていきます。各館で行うテーマ資料展示や、「冬の読書キャンペーン」の実施等を通して、おすすめする児童書のブックリストを作成、配布し、子どもが読書に関心を持つきっかけを様々な角度から提供します。また、より質の高い児童サービスを提供するために、内部研修の開催や外部研修への派遣により、児童サービス担当職員を養成します。

これらの取組により、子どもの世界をひろげる資料の紹介をします。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
子ども向けブックリストの作成数	47点	52点

【所管：資料サービス課／拠点図書館】

(2) 子どもが本に親しむ機会の提供

○ 現在までの取組状況

- ・ 図書館や本に親しみをもってもらうために、令和元年度には、あかちゃんおはなし会などのあかちゃん・保護者向けの催しを 355 回、おはなし会や夏休み工作教室など児童向けの催しを 846 回実施しました。
- ・ 中学生・高校生の図書館利用を促進するため、本の修理や本の紹介カード作り等のボランティア体験ができる「さいたま・ライブラリー・サポーターズ (通称：リブサポ)」や、おすすめの本の魅力を紹介し合う「ビブリオバトル はびの陣」を実施しています。
- ・ 高校生と図書館員のおすすめ本を相互に紹介する交換展示を、市立浦和高校・大宮北高校、県立大宮工業高校と実施しています。
- ・ 市立高校の生徒が選んだおすすめの本を、高校生のオリジナルPOPとともに展示するPOPバトルを実施しています。

○ 今後の取組の方向性

図書館や本に親しみを持ってもらうために、各図書館で子ども向けの催しを実施します。また、中学生や高校生の図書館利用を促進するために、図書館ボランティア体験や中学生・高校生向けの催し等を実施します。特に、おすすめの本の魅力を紹介し合うビブリオバトルについては、今後さらに力を入れて実施します。また、ICTを活用して、本に親しむ機会を増やしていきます。

これらの取組により、子どもが本に親しむ機会を提供します。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
おはなし会の開催回数	1,019回	1,130回
【所管：資料サービス課／拠点図書館】		

※おはなし会の開催回数は、あかちゃんおはなし会・おはなし会・夏休みおはなし会等を合わせたもの

(3) 家庭・学校等との連携による子どもの読書活動への支援

○ 現在までの取組状況

- ・ 1か月に1冊も本を読まない不読者の減少を目指して取り組んできました。中長期的には改善傾向も見られるものの、全体的に学年があがるにつれて不読者の減少率は少なくなっています。
- ・ 家庭へ向けた取り組みとして、子育て世代を対象とした読み聞かせ講座を開催する等「子どもと一緒に読書タイム」を推進しています。
- ・ 令和元年度には、職場体験を70件、訪問おはなし会を180回実施する等、学校・保育所・幼稚園との連携事業を実施しています。
- ・ 学校図書館支援センターを中心に、学校図書館向け資料や教科関連図書の収集・貸出等、学校図書館への支援を行っています。
- ・ ボランティアを対象とした読み聞かせ講座の開催等、地域で活動する読み聞かせボランティアへの支援を行っています。

○ 今後の取組の方向性

「さいたま市子ども読書活動推進計画（第四次）」に基づき、図書館が主体となり家庭・地域・学校と連携して、子どもが読書の楽しさや大切さを知ることができるような環境を作り、子どもが読書を好きになる取組を推進します。新たに創設した「さいたま市子ども読書の日」を、様々な機関と連携して普及啓発するとともに、子どもの読書活動を推進します。

このような家庭・学校等との連携により、読書が好きな子どもを増やします。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
読書が好きな子どもの割合（小学生）	79.9%	85.0%
読書が好きな子どもの割合（中学生）	71.8%	76.0%
読書が好きな子どもの割合（高校生）	78.3%	85.0%

【所管：資料サービス課／拠点図書館】

※目標値は「さいたま市総合振興計画基本計画実施計画（令和3（2021）年度～令和7（2025）年度）」による

4. つながりから地域の未来をひらく

(1) 地域の歴史と文化の保存

○ 現在までの取組状況

- さいたま市図書館は、さいたま市や埼玉県に関連する資料を地域・行政資料として収集しており、令和元年度末現在、153,912点所蔵しています。
- 市民に地域の魅力を伝えるために、北浦和図書館では「読むうなぎ」、「読むサツマイモ」、東浦和図書館では「We read REDS!」、大宮西部図書館では「Train Library」、与野図書館では「バラのまちだより」等、地域の特色にちなんだ資料の紹介紙を発行しています。
- さいたま市が作成した刊行物を中心に、行政に関する資料・情報の収集、提供及びレファレンスサービスを積極的に行っています。
- 地域・行政資料を将来にわたって継承していくため、各機関と連携して網羅的な資料の収集に努めるとともに、著作権の処理が完了した資料についてはデジタル化を行い、Webサイト上で公開しています。
- 石井桃子氏や瀬田貞二氏、大西民子氏等、さいたま市ゆかりの文学者の資料の収集と保存を行い、その功績を図書館ホームページなどで紹介しています。

○ 今後の取組の方向性

地域・行政資料を「さいたま市図書館地域資料収集方針」及び「さいたま市図書館資料収集・保存分担基準」に基づき、収集・保存します。また、さいたま市ゆかりの文学者等の資料を収集し、その功績を伝えます。さらに、地域資料担当者会議を開催して所蔵館の調整や資料の交換を行い、地域・行政資料を有効に活用できるようにします。

このような収集・保存活動により、地域の歴史や文化・伝統を100年先の未来に伝えていきます。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
地域・行政資料の蔵書数	153,912冊	177,500冊
【所管：管理課／資料サービス課／拠点図書館】		

(2) 市民との協働による地域交流の活性化と永続的な交流の場の提供

○ 現在までの取組状況

- 令和元年度には、おはなし会や古本バザールなど、各ボランティア団体と協働した事業を延べ719回実施しました。ボランティア支援にも力を入れ、ボランティア向けの講座・講演会を実施しました。
- 地域で開催されるイベントに参加し、図書館頒布物の配布や関連資料の展示を行いました。
- 市で活動している文化団体に向けて、集会室や視聴覚ホール等、文化施設の貸出を行っています。令和元年度は、会議室・集会室の利用が延べ845回、視聴覚ホールの利用が延べ321回、展示スペース・ギャラリーの利用が延べ35回ありました。
- 図書館友の会による図書館ボランティア活動が実施されており、書架の整理や図書の修理の支援活動が行われています。
- 「さいたま・ライブラリー・サポーターズ（通称：リブサポ）」では、友の会と中高生の世代間交流の機会を持つことができました。

○ 今後の取組の方向性

図書館で活動するボランティアを育成し支援するとともに、ボランティア・地域団体と連携した事業を実施します。また、市民活動を支援し、市民が活躍できる場や機会を提供するとともに、地域での催し物等に参加します。

このような市民との協働により、地域交流の活性化に努めていきます。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
ボランティアとの協働事業数	86事業	120事業

【所管：資料サービス課／拠点図書館】

(3) 市の各部署との連携による市民生活の向上

○ 現在までの取組状況

- よりよい政策立案のために市の各部署に対して支援を行っています。令和元年度は、各部署からの問合せが33件あり、うちレファレンスは12件、貸出は12件63冊でした。
- うらわ美術館と連携して、毎年美術館でのおはなし会を実施しています。令和元年度は、「ブラティスラヴァ世界絵本原画展—BIBで出会う絵本のいま—」に関連する絵本の読み聞かせを延べ10回行い、延べ352人が参加しました。また、公民館でのおはなし会や共催講座、博物館との連携講座等も実施しました。
- 令和元年度は、市内各部署と連携し、地価についてのパネル展示（開発調整課）等、30件の行事を開催しました。
- 市内の生涯学習関連施設が、同時期に同じテーマで各施設の特色を活かした展示や講座を開催する「学びのネットワーク」において、特別展示を実施しました。

○ 今後の取組の方向性

市民の興味や関心を広げるために、公民館、博物館、美術館等の教育・文化施設と連携した事業を行います。来館しなくても利用できるオンラインコンテンツの公開等、連携の方法についても研究します。また、庁内の行政事務・業務に必要な資料や情報を提供する行政支援サービスを行い、図書館の資料や情報を市の政策立案のために役立てます。さらに、出前講座等の機会をとらえ、他部署との連携事業を実施します。

このように、市の各部署や、関連機関と連携・協働を進め、地域の特色を活かしたサービスを行い、市民生活の向上を図ります。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
さいたま市との連携部署数	27 部署	35 部署
【所管：資料サービス課／拠点図書館】		

(4) 県・他自治体・民間等との連携による市民の知的活動への支援

○ 現在までの取組状況

- 令和元年度は、さいたま市未所蔵資料のリクエストにこたえて、9,361件の資料を県内外の他自治体の図書館等から借受け、市民に提供しました。また、8,554件の資料を他自治体の図書館等に貸出しました。
- 毎年、他自治体と連携し、地域の観光・文化等を相互に紹介する交換展示を行っています。
- ビジネス支援機関と連携し、創業に関する相談会やセミナーを実施しています。
- Jリーグクラブチームと連携し、毎年、スタジアムでおはなし会や、選手が薦めるブックリストの作成等を行っています。
- 大学生の図書館実習等の受入を行っています。

○ 今後の取組の方向性

市民の調査・研究のために、希少な資料を県内外の図書館等より借用して提供します。ビジネス、法律、医療、健康、福祉及び子育て等、市民の暮らしにかかわる分野について、情報提供に努めるとともに各分野の専門機関との連携・協働を行います。スポーツチーム等との連携・協働・協力により展示コーナーの設置やイベントの開催等を行います。大学生・社会人等のインターンシップ・図書館実習を積極的に受け入れます。また、多様な主体とのネットワークを強化したダイナミックな取組を図書館という働きを通してコーディネートします。

このような連携による情報やサービスの提供により、市民の知的活動への支援を行います。

○ 目標指標：令和3年度～令和7年度

指標項目	現状	目標
	令和元年度	令和7年度
さいたま市以外の自治体及びNPO等民間との連携機関数	18機関	26機関

【所管：資料サービス課／拠点図書館】

資料編

1 計画の推進

- ◆ 「第2期さいたま市教育振興基本計画～人生100年時代を豊かに生きる「未来を拓くさいたま教育」の推進」の推進

平成31年3月に策定されたこの計画は、さいたま市の教育が目指す人間像として「世界と向き合い 未来の創り手として 輝き続ける人」を掲げ、5つの基本的方向性が示されました。図書館ではここにあげられた「生きがいを持ち、生涯にわたって質の高い学びを続けられる環境を整備する」ことを第1目標に、この計画を推進していきます。

- ◆ 「さいたま市生涯学習ビジョン」の準拠

令和3年3月に策定した「さいたま市生涯学習ビジョン」では、目指す方向性として「生涯の学びを通じて 自分とまちが輝く未来」を掲げ、個人の成長、輪の成長、まちの成長のためにさいたま市が生涯の学びをサポートするとしています。その方針のもと、図書館は市民の学びを支える「地域の知の拠点」としての役割を担っていきます。

- ◆ 「さいたま市図書館施設リフレッシュ計画」の推進

平成28年3月に策定した「さいたま市図書館施設リフレッシュ計画」に基づき、平成27年度から令和2年度（計画時表記：平成32年度）にかけて、築後20年以上の図書館12館の修繕・改修工事を行いました。令和3年度からは「さいたま市図書館施設リフレッシュ計画【第2期】」に基づき計画的に修繕・改修工事を進め、安全で快適な図書館であるよう取り組んでいきます。

- ◆ 「さいたま市子ども読書活動推進計画（第四次）」の推進

平成18年3月に「さいたま市子ども読書活動推進計画」を策定し、学校司書の配置・学校図書館の蔵書一元管理・子どもへの読書案内の充実等、子どもの不読率の低減を図ってきました。令和3年3月に策定した「さいたま市子ども読書活動推進計画（第四次）」では、「読書が好きな子どもを増やす」ことを目標に掲げ、家庭・地域・学校等の関係各所と連携し、さらに子どもたちに読書の楽しさを伝える取組を行っていきます。

2 図書館をめぐる法改正等の動向

- ◆ 平成 26 年 6 月「学校図書館法」が改正され、学校図書館に学校司書を置くよう努めなければならないことが初めて明記されました。さいたま市では学校司書を全校に配置し、学校図書館支援センターを中心に図書館と連携しています。
- ◆ 平成 28 年 4 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。また、令和元年 6 月には、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が成立し、令和 2 年 7 月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（読書バリアフリー基本計画）」が策定・公表されました。さいたま市図書館では、従来から障害に合わせた各種のサービスを展開してきましたが、アクセシブルな電子書籍等の作成や提供など、より積極的な取組が期待されているところです。
- ◆ 平成 28 年 12 月には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」が成立しました。不登校の児童生徒のために学校復帰を前提としていた従来の対策から、学校外での多様で適切な学習活動の重要性を認めたものです。多様な学びを保障する機関としての図書館の役割も重要であると考えられます。
- ◆ 平成 30 年 6 月に「第 3 期教育振興基本計画」が閣議決定され、今後の教育政策に関する基本的な 5 つの方針が示されました。この中で「生涯学び、活躍できる環境を整える」「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」ことは、まさに図書館の重要な役割と考えられます。
- ◆ 平成 30 年 3 月に閣議決定した「文化芸術振興基本計画」では、目標 1 の中で、「言葉は、論理的思考力、想像力、表現力などの基盤であり、意思疎通の手段であると同時に、その言葉を用いる人々の生活や文化とも深く結び付いている。」とし、文章や台詞(せりふ)などを用いる各種の創作活動・創作物は言葉がなければ成立しないものであり、歴史や生活、文化活動等も言葉によって後世の人々に伝わる部分が大いとしています。また言語・方言は地域の生活や文化と密接に結び付き、多様な地域文化の振興等を考える上で重要な要素となっているとしています。また、【戦略】のなかでは「図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。」とあり、図書館が地域文化の伝承、地域の情報拠点としての役割を担うことが掲げられています。

- ◆ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、平成30年4月に第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定しました。この中で、地域における図書館の役割・取組として、図書館資料及び施設等の整備・充実、図書館における子どもや保護者を対象とした取組（読み聞かせ会等）の企画・実施、図書館における司書・司書補の適切な配置・研修の充実、学校図書館やボランティア等との連携・協力があげられています。
- ◆ 令和元年8月には活字文化議員連盟 公共図書館プロジェクトによる「公共図書館―「新しい公共」の実現をめざす―」が発表され、首長の指導力と住民参画による図書館運営、MARC選択の多様性確保とNDCの付与、図書納入は地域書店を優先、司書の社会的地位の確立、新しい評価指標づくりの5つの提言が示されました。図書館をとりまく急速な変化に対応する総合的な施策の策定の必要性から「わが国の公共図書館のあり方に関する協力者会議」（仮称）の設置、また図書館の評価指標を策定するため「公共図書館評価指標に関する協力者会議」（仮称）の設置が提案されています。
- ◆ 令和3年5月には「著作権法の一部を改正する法律案」が参議院本会議により採決され、全会一致で可決し成立しました。国立国会図書館のウェブサイトを通じて、事前に登録した利用者が絶版等資料について、直接の閲覧や複製、ディスプレイ等を用い公衆へ見せることが可能となります。また、図書館等では、公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から、複写サービス同様、一定の条件のもと調査研究の目的で著作物の一部分をメール送信等できるようになる見込みです。そのほか、放送番組のインターネット同時配信等についても権利が整理され、令和4年度1月から、特に学校教育番組等を授業等で利用する場合は、許諾なく配信できるようになる予定です。

3 社会情勢の変化

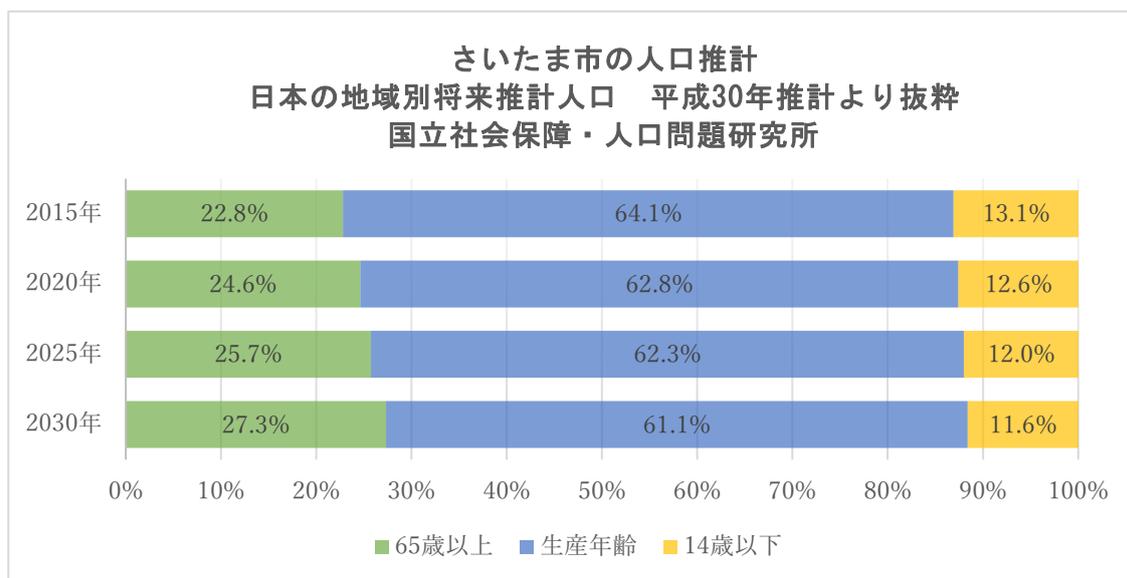
◆ 少子高齢化と働き方改革

国立社会保障・人口問題研究所発行の「日本の地域別将来推計人口 平成30年推計」によれば、さいたま市の老年人口は、平成27(2015)年の22.8%から令和12(2030)年には27.3%に増加する見込みとなっています。また、15歳未満の年少人口は平成27(2015)年の13.1%から令和12(2030)年には11.6%に減少し、少子高齢化が進む見込みです。

このように生産年齢人口¹が減少する一方、「人生100年時代」といわれる時代となり、厚生労働省では、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働くことができる生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図ることとしています。その人の年齢などにかかわらず、働く人々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするのが「働き方改革」です。平成30年「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、長時間労働の是正や有給休暇の消化義務、多様な働き方の実現、高度プロフェッショナル制度の創設等が規定されました。

また、「引退後」の長い余暇時間の充実も課題です。趣味や自己啓発のための学習、地域活動やボランティア活動への関心も高まると考えられます。

こうした社会情勢の中で、余暇時間の有効活用、スキルアップのための自主学習など、図書館が活用される機会が増え、また、地域での交流の場が求められます。



¹ 生産年齢人口とは、労働意欲の有無に関わらず日本国内で労働に従事できる年齢の人口。

◆ 格差社会と貧困問題

平成 27 年 12 月に厚生労働省は「相対的貧困率等に関する調査分析結果について」を発表しました。これによると、全国消費実態調査と国民生活基礎調査とでは数値に違いはあるものの、いずれも相対的貧困²率は、高齢の単身世帯とひとり親世帯の割合が高くなっています。また相対的貧困の割合は前回の調査より多くなっています。

親の経済的困窮は、子どもの教育環境や進学状況に影響を及ぼし、貧困の連鎖を招く原因の一つとなっています。平成 29 年に経済同友会は「子どもの貧困・機会格差の根本的な解決に向けて」のなかで、国民・国・地方自治体・企業が共通認識すべき事項のひとつに「教育こそが貧困の連鎖を断ち切る鍵である。」をあげています。令和元年 11 月に政府は「子供の貧困対策に関する大綱」を改訂しました。子どもたちの教育支援や生活支援に加え、ひとり親への就労支援も重点施策としてあげられています。

図書館は、こうした子どもたちへの学習を補助する図書の提供や、就労のための自主学習の資料提供のほかに、家庭でも学校でもない第 3 の居場所としての役割を果たすことができます。

◆ 在留外国人の増加と経済のグローバル化

平成 30 年 12 月に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が制定され、令和元年 6 月には「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」が閣議決定されました。さいたま市においても外国人の労働者の増加が見込まれ、在留外国人への情報提供や日本語習得への支援が必要となっています。市内には中国・韓国・ベトナムの在留外国人が年々増加していることから、そうした人々に対する図書館サービス、特に子どもに対するサービスの必要性も高まると考えられます。

また、インターネットを通じたコミュニケーションも地球規模に広がり、経済活動においても世界情勢の影響を強く受けるようになりました。このため、日本人の外国語習得や、外国人、日本人が相互に異なる文化を理解し尊重する柔軟な視点を持つことが大切です。図書館では、多言語習得のための資料提供や、在留外国人の日本語習得のための資料提供を中心に、必要なサービスの展開が求められます。



² 相対的貧困とはその国の大多数の生活水準より困窮している状態。世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態をいう。

◆ 情報技術の発達

平成 25 年に策定した「さいたま市図書館ビジョン（以下、「図書館ビジョン（第 1 期）」）で図書館を取り巻く状況としてあげたインターネットを利用した情報化は、この 8 年間でさらに進んでいます。誰もが手軽に情報を得て、情報を発信することができるようになり、また、A I（人工知能）の急速な進化によって、さまざまな分野においてデータを解析して処理を行うことができるようになってきました。この第 4 次産業革命ともいわれる変化は、単なる技術革新のみならず、A I 自身がデータを解析することにより、独自に判断を行う、という点で、今までとは違う考え方が必要となってきます。

内閣府の「令和元年度 年次経済財政報告」では、「I o T、A I、ロボット、ビッグデータなど急速に進展している第 4 次産業革命のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決するのが Society5.0 であり、本項で分析を行った R P A³ 以外にも、建設、物流、医療、介護等の現場でロボットや A I、ビッグデータの活用が進むことで日本経済全体としても生産性が高まることが期待される。」としています。こうした新技術に対する知識や技術の習得のためにも図書館が利用されるものと考えられ、新技術に関する資料提供は欠かすことのできないものです。

さらにまた、図書館としては、これらの技術が図書館サービスにどのような影響を与えるのか、利用する市民にとって利便が図れるものなのか、注目するとともに、活用の検討をしていかなくてはなりません。

◆ 自然災害・危機管理

平成 23 年 3 月の東日本大震災では多くの被災者が出ました。長引く避難生活において被災者が、情報や活字を求め、また活字によって慰められたと語ったことは図書館にとって象徴的な出来事だったと「図書館ビジョン（第 1 期）」で紹介しました。

その後も全国では大きな自然災害により、図書館も甚大な被害を受けています。平成 28 年の熊本地震では、本の落下や施設の破損のほか、屋外水槽の破損やスプリンクラーの不具合による資料の水損が報告⁴されています。

平成 30 年の西日本を中心とする豪雨、令和元年の台風 15 号や台風 19 号で、各地の図書館にも甚大な被害がありました。多くの図書館が被災し、休館を余儀なくされるなか、開館できた図書館では地域の支援情報などの掲示や情報機器の充電スペースの設置などを行いました。情報提供を続けるという図書館の役割は、災害時にこそ必要とされるという貴重な事例となりました。

令和元年 7 月、京都のアニメーション制作会社での放火事件では、多くの方が犠牲になりました

³ robotic process automation 仮想空間に割当てられたワークステーションでロボット（仮想的労働者）が業務を処理することにより、現実空間の業務の自動化を行うこと。

⁴ 日本図書館協会図書館災害対策委員会
<http://www.jla.or.jp/committees/tabid/600/Default.aspx>

た。想定外の場所からの火災に、思うように避難できなかったことが報じられました。

さいたま市図書館でも予期せぬ災害や不測の事態に備えて、来館者の安全を確保したうえで、速やかに再開できるよう、あらゆる事態を想定した対策を講じなくてはなりません。

衣食住に必要な物資が人の生活を支えるのと同じように、本は人の心を支え、精神的に活力を与える大きな力を持っています。また、確実な情報を求める市民にとって「地域の知の拠点」として図書館は重要な役割を担うものです。

◆ 新型コロナウイルス感染症拡大防止による休館

令和2年2月に感染が広がった新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、政府は2月27日に学校の休校やイベントの中止の要請を行いました。4月に政府の緊急事態宣言が発出されると、事業の休業要請やテレワークがより推進され、外出自粛要請のため市中では人の姿が激減するという事態になりました。感染は世界規模で広がり、予定されていた東京オリンピックも延期となりました。その後、沈静化に伴って徐々に活動が再開されると再び感染が拡大する事態となりました。

さいたま市の生涯学習施設は、館内での感染拡大防止と市民の外出抑制を図るため、すべての施設の利用を休止し、図書館も全館で令和2年3月2日から5月31日まで、長期にわたって休館することとなりました。

この間、図書館ホームページや電話を通じて多くの調査相談が寄せられ、市民の研究活動に図書館が貢献できることを再確認することができました。いくつかの出版社から期間限定で電子書籍の無料提供が行われたこともあり、この期間は来館せずに利用できる電子書籍や音楽配信サービスの利用が増加しました。図書館のホームページには、コロナ情報館というリンク集を作成し、感染相談や感染予防、生活支援・事業支援の情報を提供しました。また、Webによる館内探検や図書館クイズ、工作教室などのオリジナルコンテンツをホームページに掲載したほか、生涯学習部でパッケージ化した「学びの玉手箱」「学びの泉」にリンクして、学びを途切れさせない工夫をしました。

学校の休校も続き、在宅勤務や休業により自宅に待機せざるを得ない市民からは「せめて図書館で本を借りたい」という意見が多く寄せられました。こうした声にこたえるため、休館中から予約資料の貸出を開始し、来館に不安がある方には、実費負担で宅配を行うなど、できるだけサービスを止めない工夫をしてきました。

このように長期に休館することは、かつてなかったことであり、今後は危機的状況での安全な図書館の運営、市民への情報提供という基本的な図書館の使命をどのように果たしていくのか考えるとともに、この困難な状況を変化のチャンスと捉えて、図書館は積極的に新たな取組を行う必要があります。

4 さいたま市図書館の現状と課題

◆ 「さいたま市図書館ビジョン」と図書館評価

さいたま市図書館は、「図書館ビジョン（第1期）」の策定に伴い、前期にあたる平成25年から平成28年までの実施計画を「さいたま市図書館ビジョン実施計画」として作成し、後期にあたる平成29年度から平成32年度までの計画を「さいたま市図書館ビジョン実施計画 平成29年度版」としてまとめました。「図書館ビジョン実施計画 平成29年度版」では「これまでの4年間の取組」として進捗状況を報告しています。また評価と連動したPDCAサイクルを用いた進行管理についても明記しました。これらの実施計画に基づき、前年度の評価結果を参考に毎年度「図書館ビジョンに基づく取組内容」を定めています。

図書館評価は平成21年度から検討を開始し、平成22年度より評価を行ってきました。「図書館ビジョン（第1期）」の策定を受けて、平成26年からは毎年度「図書館ビジョンに基づく取組内容」に基づき、評価目標として指標及び目標値を設定し評価を行い公表しています。この評価結果を基に次年度の取組内容に反映して、PDCAサイクルに基づく進行管理を行ってきました。

【図書館ビジョン実施計画の進行管理】

P: 【計画 Plan】

現年度「さいたま市図書館ビジョンに基づく取組内容」

D: 【実行 Do】

事業の実施 取組内容の進行

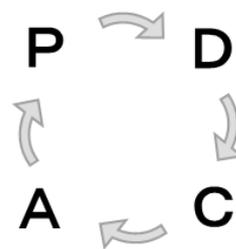
C: 【評価 Check】

上半期終了時 「さいたま市図書館ビジョンに基づく取組内容」の進捗状況を調査

年度終了時 「さいたま市図書館評価(平成〇〇年度事業対象)」作成

A: 【改善 Action】

Check内容を、翌年度の取組内容に反映



◆ サービス拠点の整備

平成 13 年にさいたま市が誕生し、平成 17 年に岩槻市が編入して市立図書館は 19 館となりました。その後、桜図書館、片柳図書館、大久保東分館が開館。平成 19 年には中央図書館が開館し、東高砂分館は役目を終えました。中央図書館の開館に伴い組織の再編が行われ、全館を統括する中央図書館、地域の核となる拠点図書館、拠点図書館が管轄する地区図書館・分館の 3 構成としました。

平成 20 年に北図書館、平成 25 年に武蔵浦和図書館、平成 28 年に美園図書館が開館し、現在の 25 館体制が整いました。

移動図書館は、平成 17 年には 3 台で 50 ステーションを巡回していましたが、図書館の整備が進み、現在は 1 台で 16 ステーションを巡回しています。移動図書館はステーションを巡回するほか、図書館体験プログラム「図書館が来る！」として小学校にも巡回しました。平成 31 年 3 月からは、市内企業から寄贈された新しい移動図書館「あじさい号」を運行しています。また、大宮区には 2 つの配本所があり、資料の受取り窓口として市民に親しまれています。

借りた資料を来館しなくても返却できる「さいたま市図書館専用返却ポスト」を駅前に設置しました。平成 27 年 3 月に東浦和駅前、平成 28 年 10 月に宮原駅東口に続き、平成 30 年 10 月には西浦和駅市民の窓口敷地内に設置し、市民の利便性を向上させました。

今後は人口動向等を見ながら、さらに「さいたま市図書館専用返却ポスト」をはじめとするサービススポット拡大など、利便性の向上について検討していく必要があります。

大宮図書館の移転に伴い、令和元年 5 月にさいたま市の図書館としては初めて指定管理者制度を導入した、新しい大宮図書館が開館しました。さいたま市の図書館は、一部窓口業務委託、全面窓口業務委託、P F I、指定管理者制度と様々な民間活力の導入を行っています。こうした民間活力の導入により、平成 17 年度には 20 館で 203 人だった職員数を、令和元年度には 25 館で 177 人に削減しました。公共図書館は、住民の生活・職業・生存と精神的自由に深くかかわる機関であり、地域の知の拠点として継続的に資料・情報を収集・保存し、提供すると同時に、地域コミュニティの拠点としてあらゆる地域活動と連携し、地域文化の創造拠点としての役割があります。今後は、このような地域に深くかかわる事業の継続性、安定性、公平性を確保し、よりよい図書館運営が行われるよう、さらに検討していきます。

◆ 利用実績と所蔵資料の多様化

平成 30 年度統計によれば、さいたま市は、全政令指定都市 20 市のうち、人口一人当たりの貸出数は 7.4 点、人口一人当たりの予約件数は 2.2 点でいずれも第 1 位となっており、市民の学習意欲は高く、活発に利用されていることを表しています。また、人口一人当たりの蔵書数は 2.7 冊で第 3 位、1 館当たりの蔵書数は第 16 位で、多くはない蔵書数で効率的に貸出しを行っているといえます。一方で、人気の資料に 2,000 件以上の予約が集中し、予約から提供までに時間がかかることもあります。今後は人口減少とともに、さらに厳しい財政状況になることが見込まれており、限りある予算で効率的で多様なニーズに対応できる蔵書を構成し、100 年後にも活用できる資料を選択し保存していく必要があります。すでに導入した電子書籍のほか、新しい技術を使った資料の導入に柔軟に対応するとともに、紙媒体の図書は電気や機器を必要とせず今後も利用されると考えられることから、変わりなく収集保存していくことになります。

◆ 情報技術の発達に伴うサービスの変化

図書館では、図書館資料を適切かつ効率的に管理するため、図書館資料への I C タグの貼付を行いました。平成 17 年度に開館した桜図書館から順次導入を進め、令和 2 年度までに全館に導入されました。I C タグの導入により一度に複数の貸出しができるため、貸出手続きを迅速に行うことができるようになったほか、自動貸出機で市民が自ら貸出手続きを行うことができるようになりました。平成 30 年度までに導入された図書館では貸出数のおよそ半数が自動貸出機を利用して貸出されています。大宮図書館では、予約資料も市民自身が貸出手続きをして持ち帰れる仕組みを導入しています。大宮図書館以外の図書館では、全体の貸出数の約 3 割を占める予約資料の貸出しは窓口で行うため、市民は書架から選んだ資料の多くを自動貸出機で貸出しているものと推察されます。また、資料の貸出確認装置の設置により不明資料が削減されました。

平成 28 年 3 月に、図書館ホームページのコンテンツを充実させるとともに、資料予約システムを刷新しました。市民から要望が多かった、貸出の履歴を記録していく機能と、これから読んでみたい所蔵資料を登録しておく「私の本棚」機能をマイページに設けました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休館の際には、電子書籍の案内をトップに配置し、「学びの玉手箱」「学びの泉」のリンクを置くなど、柔軟な対応をしています。

令和 2 年度の図書館業務システムのバージョンアップに伴い、図書館ホームページもリニューアルしさらに見やすくなったほか、貸出履歴に感想を書き込めるなどマイページも充実しました。

情報収集のツールとして、各図書館で順次 Wi-Fi サービスの提供を行ってきたところですが、毎回利用ごとに図書館窓口でパスワードを受け取らなければならないという不便さがありました。平成 30 年度に Saitama City Free Wi-Fi（一部複合施設の図書館では施設設置の Wi-Fi）が導入されたことにより、一度登録すれば、開館時間ならいつでも利用できる環境が整いました。

従来どおりのインターネット閲覧端末の提供に加えて、持ち込みパソコン等による情報収集が快適に行えるようになりました。

来館せずに利用できるサービスとして、平成 28 年 3 月から、パソコン、タブレット端末やスマートフォンなどで読むことができる電子書籍サービスを開始し、令和元年度には 7,773 タイトル 10,097 点の利用が可能となりました。電子書籍は、インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでも貸出ができ、期限が来ると自動的に返却されるため、貸出から返却まで来館せずに利用することができます。電子書籍サービスの導入により、多様な読書環境を提供することができるようになりました。前述したとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために臨時休館をした際には、所蔵資料に加え、期間限定で出版社から電子書籍の提供を受け、多くの市民に利用していただくことができました。

図書館では、地域に関する貴重な資料を保存し提供することを目的に、所蔵している地域資料のデジタル化に取り組んでいます。平成 28 年 10 月には、デジタル化した資料 29 点が、図書館ホームページから閲覧できるようになりました。令和元年度末には 105 点の地域資料を公開しています。また、さいたま市ゆかりの文学者のページを作成し、年譜や略歴のほか著作や関連資料の紹介をしています。

中央図書館および拠点図書館 10 館で提供している国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスにより、入手困難で貴重な資料群が市内の図書館で閲覧可能となり、様々な調査研究を行う市民の利便性が拡大しました。

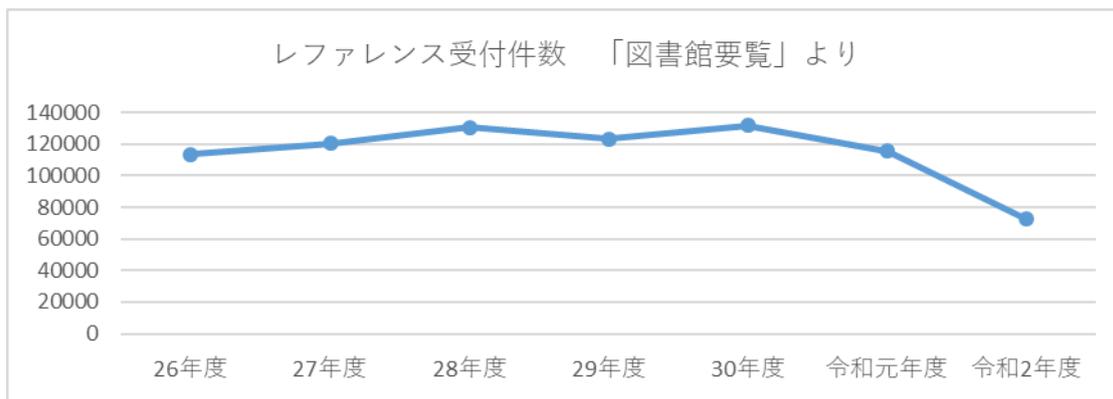
音楽資料では、平成 30 年 5 月にナクソス・ミュージック・ライブラリーの提供を開始し、図書館ホームページからクラシックを中心に、180 万曲以上を再生できる音楽配信データベースを利用できるようになりました。

さいたま市では G I G A スクール構想を推進し、子どもたちは日常的にタブレットを使用して学習を進めるようになります。さらにデジタルトランスフォーメーション⁵を推進し、ICTを活用した快適な社会となることが予想され、今までになかった情報提供の形が出てくるものと考えられます。ICT 発達の動向を見ながら、利便性の高い技術の導入を検討していきます。

⁵ Digital Transformation (略称 DX) デジタル改革 テクノロジーによって人々の生活を豊かにしていくこと。

◆ レファレンスサービスの充実

インターネットを通じて、簡単に情報を得られる時代になりましたが、レファレンス（調査相談）件数は、年間 10 万件を超えています（令和 2 年度は新型コロナ対策のため、臨時休館、開館時間短縮、座席の利用制限等で件数が減少しました）。膨大な情報が氾濫するなかで、市民は確実な情報を的確に収集するために図書館を利用していると考えられます。さいたま市図書館では、過去に受付した調査相談内容を記録し、国立国会図書館が運営する「レファレンス協同データベース」に約 1,600 件の事例を登録し、また、登録した事例はさいたま市図書館ホームページから検索することができます。



◆ バリアフリーサービスの充実

視覚障害の方のための音訳・点訳・対面朗読のほか、聴覚障害の方のための手話や字幕入りの映像資料の提供、来館が困難な方のための宅配サービス、マルチメディアデイジーの貸出・閲覧サービスなど、それぞれの必要に応じたサービスをボランティアの力を借りて提供してきました。今後は必要な方にこれらのサービスをさらにPRしていくことが課題です。

◆ 市民との協働

図書館で活動するボランティアは、令和 2 年 4 月現在 42 団体です。「図書館友の会」は市内に 6 つの支部を置き、それぞれの図書館で排架・資料の修理・美化活動などを行っています。視覚障害者のための音訳や朗読、点訳を行うボランティア、子どものための読み聞かせやおはなしを行うボランティアなど、各種のボランティアとの協働により多様な図書館活動を展開しています。今後もボランティアのスキルアップの場を提供するとともに、活躍の場を提供し、市民と協働するとともに地域との交流を図っていきます。

◆ SDG s への取組

SDG s は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。さいたま市は令和元年 7 月 1 日に「SDG s 未来都市」に選定されました。さいたま市の生涯学習施設では、地域に根差した各施設の取組を紹介する PR シートを作成しました。

図書館ではすべての人が平等に利用できるという原則のもと、あらゆる分野の資料収集を行ってきました。そのため、SDG s のすべての目標について資料展示を行い、水先案内となる図書リストの提供をすることが可能です。これまでも多くの図書館で毎年平和に関する資料展示を行い、いくつかの図書館では医療や闘病記などの図書を「健康情報コーナー」として別置する、環境問題に関する資料を集めるなどの取組を行っています。今後はさらに SDG s の推進に取組みます。



さいたま市図書館ビジョン（第2期）実施計画 前期

令和3年度～7年度

発行 さいたま市教育委員会

編集 さいたま市教育委員会 中央図書館

〒330-0055 さいたま市浦和区東高砂町 11-1

電話 048-871-2100（代表）

FAX 048-884-5500

Eメール chuo-lib-shiryo@city.saitama.lg.jp

ホームページ <https://www.lib.city.saitama.jp/>